

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和4年10月24日

徳島県知事 殿

徳島県名西郡神山町神領字本野間104番地
神山町商工会
会 長 佐藤 英雄

徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地
神山町長 後藤 正和

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：小河 清中

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

本町は徳島県のほぼ中央部に位置し、東西約 20 km、南北約 10 km、総土地面積 173.30 km²の広大な圏域を有し、その 86.0%が山地であり、東は南行者野を境にして徳島市に、鬼籠野を境にして佐那河内村に接し、西は川井峠を経て美馬市に隣接し、南は剣山山系を境として那賀町、上勝町に、北は吉野川市、石井町に接している。

町の中央を流れる鮎喰川は、町内溪谷の水を集めて延々43 kmを北東に流れ吉野川に注いでいる。鮎喰川及びその支流のわずかな低地や河岸段丘や地すべりによる緩傾斜地に平地が形成されている。



本町の地質構造は、北から「三波川帯」「御荷鉾（みかぶ）帯」「秩父累帯北帯」の3帯に区部される。「三波川帯」は、神山町で最も広く分布しており、古生代から中生代にかけて海底に堆積した泥岩、砂岩、チャートと、同じ時代に海底に噴出した玄武岩質溶岩とが、白亜紀になって変成作用を受け変成岩となったものである。「御荷鉾（みかぶ）帯」は緑色岩類を主とする地域で、「三波川帯」と「秩父累帯北帯」に挟まれるように形成している。この緑色岩類は、すべて海底火山活動の噴出物とそれに関連した堆積岩、深成岩、岩脈類を原岩とする変成岩である。南北には、2つの断層「御荷鉾構造帯（みかぶ線）」を形成し、周辺には破碎帯を伴い、地すべりの多い地帯となっている。また、町の中央を流れる鮎喰川と、その支流河川の氾濫によって形成された新生代の段丘堆積層が断片的に点在している。また、神山町には、「御荷鉾構造帯」「鮎喰川断層」と大きな断層が二つある。

一方、気温は、年間を通して比較的温暖ではあるが、東西に長く気象の地域差が大きいのが特徴である。降水は、年間に2000ミリを超える雨が降り、各支流から鮎喰川へと集まってくる。

(水 害)

本町では、町内を東西に流れる鮎喰川の氾濫により広野五反地地区において、浸水被害が時折発生している。例えば、昭和50年の台風6号による記録的な大雨により、商店街42戸が床上1mから1.5m浸水、広野つり橋の流失など大きな被害を被った。

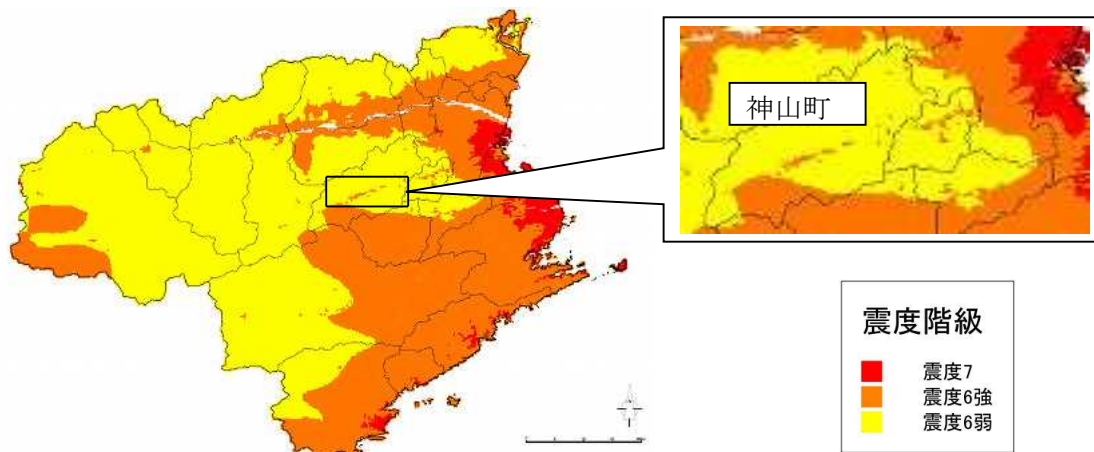
(土砂災害)

本町は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、大規模な土砂災害にたびたび見舞われ、大きな被害を受けている。例えば、昭和49年7月、台風8号及び梅雨前線に伴う集中豪雨により上分府殿地区では甚大な被害が発生、多くの人家が土砂埋没や流出の被害に遭い、同地区とその周辺に住む住民は集団移転を余儀なくされた。

また、「徳島県水防・砂防情報マップ」によると、当町の上分地区から広野地区にかけての東西の山間部に、土砂災害特別警戒区域に指定されているエリアが複数点在する。又、鮎喰川沿いには、特別警戒区域に指定されているエリアもあり、多くの商店や事業所が点在している。

(地震)

徳島県総合地図提供システムにおける「防災・減災マップ」によると、今後30年以内に70%~80%の確率で発生する可能性が高い南海トラフ巨大地震が発生すると、本町の大部分のエリアで震度6弱の揺れが想定されている。同エリアには、本町における商店や事業所が点在している。また、鮎喰川沿いの地すべり地域においては、震度6強の揺れが想定されている。



□被害想定

南海トラフ巨大地震が発生した際に神山町に想定される被害として、以下のような結果が示されています。

建物全壊・焼失棟数	建物半壊棟数	死者数	負傷者数
約210棟 冬の18時に発生した場合	約900棟	約10人 冬の深夜に発生した場合	約170人 冬の深夜に発生した場合
上水道	電力	通信（固定電話）	避難者
断水率29% 1日後(断水人口2,200人)	停電率46% 1日後(停電件数1,800人)	不通率46% 1日後(不通回線数1,200人)	約750人 1週間後(内避難所生活者370人)
帰宅困難者	参照：徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第1次) H25.7月 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第1次) H25.11月		
約190~370人			

また、中央構造線・活断層地震は、今後 30 年以内に発生する可能性が 0.4%以下と低いですが、発災すると本町の大部分のエリアで震度 5 強という大きな揺れが想定されている。

(その他)

本町を含め徳島県は、冬期についても比較的温暖であり年間降雪量も少ないが、近年の異常気象により、豪雪による災害が発生する可能性が高まっている。平成 26 年 12 月に、県西部の山間部を中心に降った雪は、広範囲にわたって沿道の木々を倒したため、道路の通行止めや電気、電話の途絶を引き起こし、長期にわたり多くの集落が孤立したところであり、改めて、豪雪災害に対する備えの必要性が認識された。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

一方、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない場合、人と人の接触自体がリスクになる。このため、感染症拡大局面においては、人の移動が制限されることにより、事業活動に大きな制約が生じることが予想される。

例えば、感染症の拡大により、①従業員自身や家族の発症に伴う就労の困難②学校の閉鎖や介護サービスの停止等により従業員等の出社が困難③消費行動の変化や外出自粛要請などにより事業活動への大きな影響④取引先等においてクラスターが生じ一時取引停止となる等により、当町においても多くの町民の生命や生活および健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 (令和 3 年徳島県商工会連合会実態調査より)

商工業者等数 370 者

小規模事業者数 353 者

業 種		商工業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	77	町内に点在
	建設業	85	〃
	卸・小売業	102	〃
	飲食・サービス業	83	〃
	その他	23	〃
合 計		370	

「商
工
業
者
の
状
況」

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組み

①防災計画の策定

災害基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、神山町の地域に係る災害対策に関し、防災に万全を期するため、神山町地域防災計画を策定。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災関係機関がとるべき災害予防、災害緊急対策、災害復旧・復興及びその他必要な災害対策の基本的事項など

を中心に定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、具体的推進に努めるものとしている。

②防災訓練の実施

毎年 11 月に自主防災組織やボランティア等の防災訓練を実施している。町の指導を受けて、初期消火、通報、避難、応急救護及び高齢者、身体障害者、傷病者などの災害時要配慮者の安全確保の訓練等を主として行っている。また、緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発に資するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用した緊急地震対応訓練を適宜に実施している。

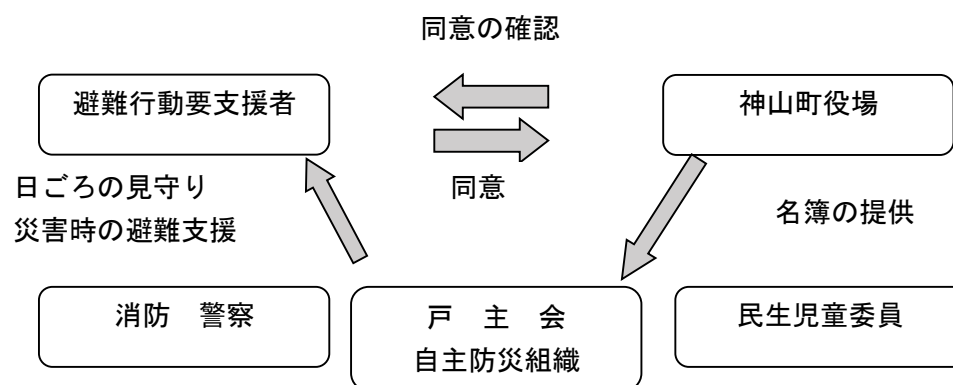
③防災備品の備蓄、自主防災会との連携

町は各自主防災組織並びに町内戸主会等と連携して適所に避難場所等を計画的に整備している。また、備蓄倉庫やトイレ等の確保と整備を進めている。それに加えて、住民の食料等の備蓄や行政による地域備蓄拠点での備蓄、並びに流通業者との応援協定等による総合的な備蓄体制を確立し、少なくとも災害発生後 7 日分相当の食料の確保に努めている

④避難支援関係者の決定・管理

消防機関、県警察、民生委員、町社会福祉協議会、福祉事業者、自主防災組織に限定せずに、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障害者等の多様な主体の参画とし、避難支援関係者の名簿等の管理に努めている。

避難支援等関係者の枠組み



2) 当商工会の取組

①事業者BCP等に関する国、県の施策の周知

巡回指導時に災害発生リスクへの備えの必要性を認識してもらうため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子配布、中小企業庁の「事業継続力強化計画認定制度」の周知及び当認定申請書作成サポートの案内、並びに当計画に必要な会員事業所所在地のハ

ザード情報レポートの無料提供の案内や、防災、減災対策に取り組む事業者へ事業継続力強化計画作成支援のための個別相談会を実施してきた。

②防災ハンドブックの配布

(株)エフエム徳島の作成した防災ハンドブックを事業者に配布するとともに、事業者に対し備蓄品の準備・確認、避難場所の確認、訓練実施、連絡網の整備などについて啓発している。

③BCP策定および事業継続力強化計画策定支援に向けた専門家派遣

従来から、BCP策定指導を目的とした専門家派遣を実施してきたが、希望者数は多くはなく、専門家の協力のもと、BCP（入門コース）に落とし込む手法でBCP作成のきっかけ作りをしてきた。また、本年度は、事業継続力強化計画の必要性、メリット、指導を専門家より受けた。

④地震保険、水災対策としてのビジネス総合保険の普及、推奨活動

毎年1回、事業者へビジネス総合保険パンフレットを送付するとともに、巡回時にパンフレットを携帯し各事業者の立地場所の災害リスクについて情報共有を行い、リスクヘッジを促した。

⑤防災備品の備蓄と点検

懐中電灯、乾電池、消毒液、カットバン、水ペットボトル、ライター、ゴミ袋、軍手、タオル、ブルーシート等の備蓄を確認し、古くなったものは定期的買い替えている。

⑥商工会災害システムの導入

商工会職員等が確認した被災状況を、本システムから携帯端末等で入力（徳島県商工会連合会等へ報告）することにより、速やかに商工会組織全体で被災情報等の共有を図り、迅速な被災地支援とする。

II 課題

現状では、被災、発災について漠然としかとらえていないのが現状で、災害リスクに対しての準備、緊急時の取組み、強力体制、連絡網等の整備について、充分できていない。

また、平時、緊急時に対応を推進するノウハウを持った人員が確保できておらず、土日、祝祭日に被災した場合、職員が町外、遠隔地から通勤しているため、参集に時間を要する可能性が高い。更に保険・共済などリスクマネジメントに関して助言、指導・支援を行える職員が不足しており、能力不足と人的不足という課題が浮き彫りになっている。

①管内小規模事業者の危機意識の不足

「(自分は) まだ大丈夫」「災害が発生すれば、その時に考えればいい」「被災状況が良くわからない」など、危機意識の不足が多々見られる。

②事業者BCP、事業継続力強化計画策定が進んでいない。

計画の必要性、実効性、効果について理解が進まず、また、計画策定の段階まで進んでも、専門家や経営指導員等他人任せになりがちで、計画の実行性を担保することが難しい。

③計画策定支援ノウハウ不足

職員のBCP、事業継続力強化計画策定支援の経験不足、ノウハウが不足しており、専門家や損保会社との連携が必要である。

④小規模事業者向け簡易な策定ツールの不足

国や全国商工会連合会からBCP策定マニュアル等のツールが提供されているが、労力を要す

するものであるため小規模事業者には時間がなく、ハードルが高すぎるとの意見が多い。支援者が作成支援しても事業者が作成にほとんど関われないのが現状で、支援者の一方的な計画策定になりがちである。

また、事業継続力強化計画においても、計画策定には事業者の主体的な取り組みが必要であり、事業者が時間と手間をかけずに作成できるツールが必要である。

⑤緊急対応に関する町と商工会との連携体制が整っていない。

現在、町と商工会それぞれの業務継続計画に従って、事前対策、応急対策を行うこととしているが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。今後、委員会等の設置により意見交換の場を設け、本事業継続力強化支援計画の定期的見直しや、被害状況把握、緊急相談窓口設置の具体的手順等の協議の場としたい。

⑥新型ウィルス等の感染症対策の徹底

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知などが必要である。

III 目 標

神山町地域防災計画に基づき、近々発生する可能性の高い大規模自然災害に備え、中小企業等のいち早い復旧対策について、町、商工会が一体となって取り組み、管内小規模事業者が大規模自然災害の発生後も経済活動を継続することを目標とし次の取り組みを行う。

①BCP、事業継続力強化計画策定支援の実施

- ・地域内小規模事業者に対し、災害のリスク及び事前対策の必要性を周知するとともに、地震リスク、水災リスク軽減のため地震保険、火災保険、ビジネス総合保険等の推奨及び現行の保険、共済の見直し相談等を通じ事前対策を強化する。
- ・事業継続、再開のため災害時に実行すべき項目に優先順位をつけて整理を促すとともに、まず初動対応を整理し、「BCP（入門コース）」のフォームに落とし込むことで、本格的なBCP（入門コース以降の段階）作成を促す。さらに、専門家等の支援を受け事業継続力強化計画の作成を推進する。令和6年3月末までに4者（入門コース2者、事業継続力強化計画2者）、令和10年3月末までに26者（入門コース12者、事業継続力強化計画12者、BCP2者）の計画作成、及び認定を目標とする。

（5年間の計画策定目標）

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
BCP（入門コース）	2	2	2	3	3
事業継続力強化計画	2	2	2	3	3
BCP（入門以降の段階）	—	—	—	1	1

※BCP（入門コース）については、具体的な記載例もあり、比較的複雑ではないので、小規模事業者でも取り掛かりやすい。一方、事業継続力強化計画は、支援する専門家及び経営指導員の主導による計画作成を目的としていないため事業主の理解と積極性が必要となり、計画作成に時間を要すると思われる。

②被害状況の把握、連絡網、報告ルートの確立

- ・発災時における連絡体制を円滑に実施するため、神山町への被害情報報告ルートを構築する。

・役職員の連絡網の定期的修正、管理により、各地区の被害状況の報告ルートを構築する。

③応急・復興支援を行うための連携体制の整備

・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、商工会内部における職員の業務実施体制、役職員の連絡体制、緊急窓口相談コーナー設置の体制づくりのため日本政策金融公庫、徳島公共職業安定所、徳島県よろず支援拠点、徳島県商工会連合会等関係機関との連携体制を平時から構築する。

・また、域内において感染症発生時（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「域内感染者発生期」と細分化した4段階目）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合、速やかに徳島県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

神山町商工会と神山町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1. 事前対策】

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回指導時に、あいおいニッセイ同和損害保険会社の「ハザード情報レポート」や「防災ハンドブック」等を用いながら、事業所立地場所において想定される自然災害等のリスク及びその回避・軽減策について説明する。

・損保会社と連携し、保険見直し相談を実施、自然災害に対するリスク管理の見直しや被災による事業再開のための費用担保について説明する。

・窓口・巡回指導時やホームページ等で国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の紹介、BCPに取り組んだ事例紹介などを行う。

・小規模事業者に対し、とくしま産業振興機構等専門家と連携し、事業者BCP（即時に取組み可能な簡易的なもの含む）の策定や事業継続力強化計画の作成による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 神山町商工会自身の事業継続計画（令和4年10月作成）。

3 関係団体との連携

・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社他と全国商工会連

合会との協定による専門家派遣を依頼し、ハザード情報提供、小規模事業者対象者普及啓発セミナー、保険見直し相談、損害保険の紹介を行う。

- ・徳島大学環境防災研究センターの開催するセミナー、講習会への職員参加、事業者への周知。また、「BCP（入門コース）」や「事業継続力強化計画」作成支援のための専門家として派遣依頼する。
- ・とくしま産業振興機構と連携しBCP、事業継続力強化計画等の作成支援につき連携する。また、専門家派遣によりグループ補助金等、国、県施策助成金、補助金等についての説明、申請を連携して支援する。
- ・感染症対策としては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・BCP（入門コース）作成事業者に対し、内容の定期見直し支援及び専門家を交えた事業継続力強化計画の作成を支援する。
- ・現在加入の保険見直し相談会に参加した事業者に対し、見直し後の保障内容について確認する。
- ・事業継続力強化計画策定事業者については、定期的な見直し、実施状況確認を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグネチュード6.0以上の地震）が発生したと仮定し、避難経路の確認、並びに職員、役員、行政との連絡網の確認等を行う。

【2. 発災後の対策】

自然災害の発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に各自、自身及び家族の安否確認を行い、通信網が使用可能なら職員間の携帯等で連絡する。また、大まかな被害状況（家屋被害、道路被害状況等）、業務従事の可否も同時に各自連絡する。これらの、役職員安否情報、被害状況は町と携帯等で情報共有する。安否確認後、職員召集の可否を確認し、職員参集後、次の非常時優先業務について町と協議する。尚、徳島県商工会連合会へは商工会災害システム等にて報告する。

■町と連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 被害調査・経営課題の把握
- 復興支援策の活用の支援業務

応急対策実施には、参集できる職員の確保をはじめ、事務所、ライフラインの確保も必要なので応急対策実施の可否を確認するための仕組みを町と整備する。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、神山町における感染症対策本部設置に基づき神山町商工会による感染対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・神山町商工会と神山町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（在宅時の豪雨のケース）職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、

職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
 (在宅時の大型地震のケース) 職員自身、家族の安否確認、安全場所、生活維持を確認できてから、通勤経路の確保、安全確認後に出勤する。

- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
徳島県商工会連合会、石井町商工会、国府町商工会に応援要請。
- 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。
出勤時、平時に被害発生の場合は、神山町役場担当課、及び商工会役員と連携し被害状況を確認。道路等安全確認できた場合は、町内巡回し被害状況を確認する。

(被害状況の目安は以下を想定)

大規模被害	<ul style="list-style-type: none"> 地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内 3%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害あり	<ul style="list-style-type: none"> 地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、神山町商工会と神山町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

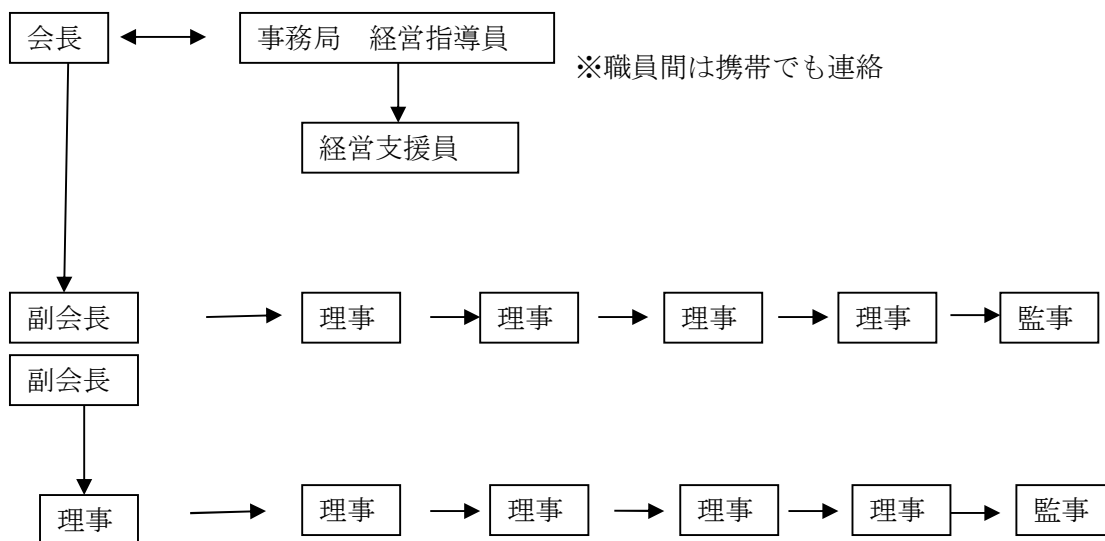
発災後～1週間	1日に3回連絡する。
1週間～2週間	1日に2回連絡する。
2週間～1ヶ月	1日に1回連絡する。
2ヶ月以降	2日に1回連絡する。

【3. 発災時における指示命令系統・連絡体制】

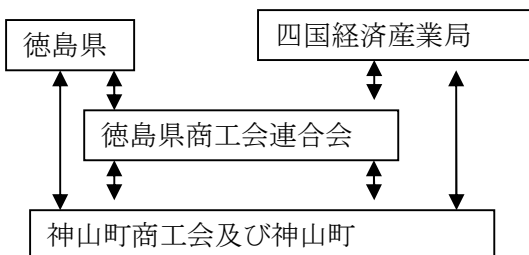
- ・自然災害発災時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。(役員による各地区の被害状況の報告を実施)
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・神山町商工会と神山町は被害状況確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・神山町商工会と神山町が共有した情報を徳島県の指定する方法にて、神山町商工会又は神山町より徳島県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、神山町商工会と神山町が共有した情報を県の指定する方法にて、神山町商工会又は神山町より徳島県へ報告する。

※指示命令系統・連絡体制（安否確認）

（神山町商工会内部）



（神山町商工会外部）



【4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- ・相談窓口の開設方法について、神山町、徳島公共職業安定所、日本政策金融公庫と相談する。
（国、徳島県からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、神山町、徳島公共職業安定所、日本政策金融公庫、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、徳島県商工会連合会と連携して相談窓口を設置する。
被災により一時的な離職や廃業も考えられるため、徳島公共職業安定所との連携により速やかに雇用保険基本手当の受給申請を進める。また、事業再開により従業員を確保したい事業者には、求人票作成支援をし、公共職業安定所間の連携により広範囲からの求人募集を支援する。
また、日本政策金融公庫との連携により、事業者の事業再開のための特別融資の斡旋や、既存の借入金の条件変更等を迅速に対応し資金繰りを支援する。
被災した、事業者、従業員やその家族のため徳島県商工会連合会、及び、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携により、迅速な共済、保険の給付金申請手続きにより、生活資金、事業資金面を支援する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

下記の要領で地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

段階	時期	被害調査の内容	確認方法
1	発災直後～ 2日程度	役職員安否確認、人的被害確認	役職員連絡網での確認 役員連絡網にて各地区 の被害状況報告確認
		大まかな被害確認 (職員参集可否、及び居住地から勤務地 経路被害状況確認)	
2	安全確認後～ 7日程度	直接被害の確認 (非住居被害、商工関係被害)	管内小規模事業者を対 象に巡回訪問による聞 き取り
		間接被害の大まかな確認 (再開可否、商品原材料調達状況等)	
3	発災4日後～ 14日程度	経営課題の把握 (事業再開、資金繰り、共済請求手続 き等)	管内小規模事業者を対 象に巡回訪問による聞 き取り。相談窓口設置後 は窓口相談。
		間接被害の確認 (売上減、経費増、風評被害等)	

- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市町村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ よろず支援拠点との連携によりグループ補助金等の国、県、町施策、補助金等の申請支援を行う。

【5. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

- ・ 国、徳島県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を、徳島県、徳島県商工会連合会、また近隣の石井町商工会、国府町商工会に相談する。
- ・ 被災後の臨時的仮設商店・商店街の開店支援
安全性の確保される場所において、石井町商工会、国府町商工会との連携により、交通網が遮断されていない場合は、一時的に石井町、国府町の事業者から仕入れ、仮設店舗にて販売を行う。
そのための、具体的な連携方法について石井町商工会、国府町商工会と協議する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

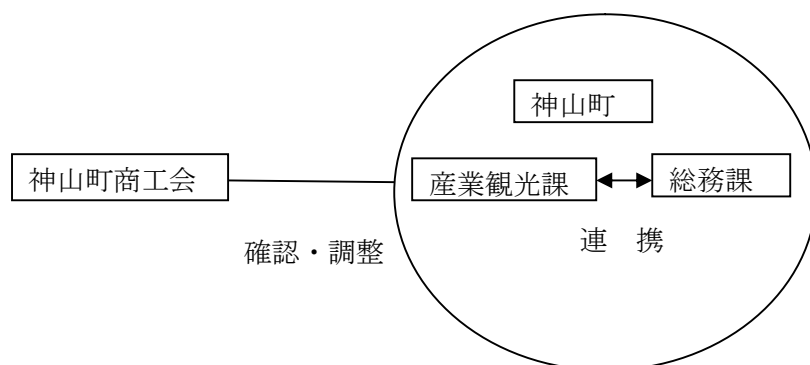
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年10月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

小河 清中 住 所 名西郡神山町神領字本野間 104 番地
T E L 088-676-1232
F A X 088-676-1170
E-mail tsci0500@tsci.or.jp

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)
- ・他の職員への指導、助言等スキル向上支援

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

神山町商工会 住 所 名西郡神山町神領字本野間 104 番地
T E L 088-676-1232
F A X 088-676-1170
E-mail tsci0500@tsci.or.jp

②関係市町村

神山町役場	産業観光課	住所	名西郡神山町神領字本野間 100 番地
		TEL	088-676-1118
		FAX	088-676-1100
		E-mail	sangyoukanko@kamiyama-i-tokushima.jp
	総務課	住所	名西郡神山町神領字本野間 100 番地
		TEL	088-676-1111
		FAX	088-676-1100
		E-mail	soumu@kamiyama-i-tokushima.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣	66	66	66	66	66
・ セミナー開催費	34	34	34	34	34
・ パンフレット チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、国・県・町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 支店長 宗日 晃弘 住所 徳島県徳島市徳島町 2-19-1
連携して実施する事業の内容
①想定被害の把握のため「ハザード情報レポート」の提供 ②損保商品の見直し相談 ③BCP、事業継続力強化計画策定への専門家派遣
連携して事業を実施する者の役割
あいおいニッセイ同和損保株式会社 徳島支店 「ハザード情報レポート」の提供により、各事業所に想定被害及び想定リスクを認識させる。 また、必要に応じリスク管理として損保商品の見直し相談の実施。 BCP、事業継続力強化計画作成支援のため専門家を派遣する。 簡易に入手できるハザード情報レポートにより、事業所が減災、防災意識が高まる効果を期待、また、簡易キット「BCPキットくん」利用により事業継続力強化計画、BCPへの取り組むきっかけになる効果を期待する
連携体制図等
○あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 ハザード情報レポート、損保見直し相談、専門家派遣依頼 <pre>graph LR; A[神山町商工会] <--> B[あいおいニッセイ同和損保]</pre> ハザード情報レポート提供、損保見直し相談開催、専門家派遣